

無形資産証券を用いた非営利組織による 国際事業展開の可能性

——— 旧財団法人日本相撲協会の事例から ———

浜田 雄介

Jinyu A. KAYAMA

The Potentialities for the International Business Expansion of Non-Profit Organization with Intangible Securities: From the Perspective of the Former Organization of Japan Sumo Association

Yusuke HAMADA

Jinyu A. KAYAMA

The purpose of this paper is to explore the new model of non-profit organizational function in international business by applying the system of the former organization of Japan Sumo Association. We especially focus on two of essentially unique characteristics: a system of quasi-stock ownership called “Toshiyori-Meiseki” and the organizational dual-structure composed of contrary partnership and foundation which Japan Sumo Association adopted.

As for the existing certificate of Toshiyori-Meiseki, once candidates for Toshiyori hold the quasi-stock by mutual transaction for a consideration, they can engage in the foundational operation and receive remunerations from Japan Sumo Association. In this point, we regard the certificate of Toshiyori-Meiseki as anomalous Asset-Backed Securities (ABS). We then claim the potentialities for non-profit organization based on the intangible assets securitization scheme that newly creates the organizational decision-making function by holding financial securities with economic rewards, executive power, voting right and so forth.

In the following part, we suggest such General Foundational Corporations as could do not only not-for-profit or public interest activities but also commercial ones because there are no restrictions on the nature of business would be actually able to establish in Japan.

Finally, we tried to argue the affinity of intangible assets securitization scheme for either foundations or foundational corporations. Further, the practical aspect of this scheme is pointed out as a worthy of further study.

I. はじめに

II. 本稿における問題意識と方法論的視点

1. 非営利組織の国際事業展開における課題
2. 日本相撲協会を例としたケーススタディ

III. 相撲興行組織の成立とその特性

1. 相撲興行組織の成立と年寄名跡
2. 日本相撲協会の組織特性と年寄名跡制度

IV. 年寄名跡制度と無形資産証券化スキーム

1. 資産担保証券とは
2. 資産担保証券と年寄名跡

V. 日本国内における無形資産証券化スキームを用いた非営利組織の可能性

1. 組織の3つの基本形態とそれぞれの特性
2. 組織における意思決定機関とそのコントロール
3. 無形資産証券化スキームを用いた非営利組織と一般社団法人および一般財団法人に関する法律
4. 一般財団法人を用いた財団組織の展開と涉外意思決定の形態

VI. おわりに

I. はじめに

本稿の目的は、2014年1月29日以前に存在した旧財団法人¹日本相撲協会（以下「日本相撲協会」とする）を事例として、その組織的特性を応用した非営利組織²による国際事業展開の可能性を論じることにある。日本相撲協会は、直接的かつ独占的に相撲の興行を主催して莫大な収益を上げる一方で、相撲の普及や発展などを目的とした公益法人たる財団法人³であるという点で、非常に特殊な組織である。本稿では、日本相撲協会が非営利組織（Non-Profit or Not-For-Profit Organization）と公益組織（Public Interest Organization）を兼ねた財団法人であることと、「年寄名跡」あるいは「年寄株」（以下「年寄名跡」とする）という日本相撲協会特有の組織管理のための制度に焦点をあてる。

論の進め方として、まず非営利組織による国際事業展開に関する先行研究から、本稿における問題意識とそれに対する方法論的視点を明示する。次に、江戸時代から1925年に財団法人化し、現在の公益財団法人日本相撲協会に至るまで用いられてきた相撲興行組織の管理制度である年寄名跡について概説する。そのうえで、日本相撲協会の年寄名跡制度を資産担保証券の変則的な一種として捉え、組織の業務執行権や議決権などが付与された有価証券の保有を基準とした組織意思決定機関を創設するという、無形資産証券化スキームを提起する。そこから組織の基本形態の分類を整理したのち、2008年12月になされた公益法人制度改革によって、日本国内において実際に無形資産証券化スキームを用いた非営利組織の設立および運営が可能となったということを主張する。そして、特に財団ないし財団法人と無形資産証券化スキームとの親和性および無形資産証券化スキームにもとづいた非営利事業の国際展開についての試論を述べる。最後に本稿における議論をまとめ、今後の課題に触れる。

II. 本稿における問題意識と方法論的視点

1. 非営利組織の国際事業展開における課題

営利と非営利を問わず、組織が一定の目的達成に向けて事業を進めていくために不可欠となるのがガバナンス（組織統治）である。ガバナンスとは、様々な利害関係者が参加する組織事業において誰がどの

ような権限を有し、また責任を負うのかといった内部統制の仕組みのことを指す（馬場, 2003）。営利組織において、例えば株式会社では配当や出資の額などに応じた責任や権限が、株主や取締役に与えられている。

非営利組織のガバナンスは、営利組織のそれに比べて不明確な傾向にあるとされる（Anthony and Young, 2012）。その要因として、非営利組織の場合には、責任や権限の基準となる出資や分配にもとづいた事業参加者同士の関係が存在していないことが挙げられる（Miller, 2002）。非営利組織に特徴的な多様な主体による事業参加と運営は一貫した組織統制と背反関係にあるものとみなされ、組織の目的達成に向けた意思決定力は営利組織に比べて弱いものとなる。

営利組織と同様の強力なコントロールシステムを備える非営利組織のガバナンスの可能性については、ほとんど議論が蓄積されてきておらず、各々の組織や事業の状況に応じた任意のガバナンスが用いられているのが現状である。非営利組織とその事業が国や組織の種別を超えた諸主体によって構成、実施されているグローバルな社会状況を鑑みるに、非営利組織全般に幅広く応用可能なガバナンスについて考察を行うことの意義は小さくはないと思われる。よって本稿では、国際的な事業展開を視野に入れた非営利組織のコントロールシステムについて提案する。

2. 日本相撲協会を例としたケーススタディ

本稿における問題意識は、言い換えればいかにして非営利性と両立を図りながら、強力な組織コントロールを発揮できる仕組みを構築するのかということになる。このことを考える契機として、事業の非営利性と強力な組織のコントロールシステムとを兼ね備えた組織と目される事例が、日本相撲協会である。

管見の限りでは、非営利組織の国際事業展開における強力なコントロールの枠組みや理論を取り扱った研究はほぼ存在しないものと考えられる。したがって本稿では日本相撲協会のケーススタディから、国際的な事業展開にまで応用可能な非営利組織のコントロールのための理論と、その実効性や検証可能性の導出を目指す。この点において、本稿は Eisenhardt (1989) の理論構築に向けたケーススタディ

プローチに相当する方法論を有している。ケーススタディはこれまで議論のなされていない事象や視点について理論を構築、提供するのに有効であり、実例にもとづいているために追試研究の可能性も高い(佐藤, 2009:680-682)。本稿は日本相撲協会という単一かつ特異な事例としての限定性を含むものの、既存のコポーレートガバナンス研究において検討されてこなかった有意な知見をもたらさうものとして期待される。

Ⅲ. 相撲興行組織の成立とその特性⁴

1. 相撲興行組織の成立と年寄名跡

相撲が興行を催し収益を上げる事業として確立したのは、勸進相撲⁵が民衆の娯楽として人気を博すようになった17世紀末から18世紀初めにかけてである。この頃から勸進元(興行主体)を担うようになった元力士である年寄⁶たちによって、18世紀前半までに力士やそのほかの関係者を管理統制しながら興行を定期的に開催する角力(相撲)会所と呼ばれる組織形態が形作られていった。

角力会所は、年寄のみが相撲興行の権益を独占し、収益を差配あるいは分配する社団性のない人的組織であり、当時の株仲間⁷の一種として考えることができる。年寄は、名跡と呼ばれる株を保有することで組織の持分ならびに職業上の特権、資格および格式などを獲得し、会所の構成員として認められた。このような制度のもとで、年寄たちは相撲興行の権益を独占し、収益がそれぞれに分配された。また角力会所とは座、つまり年寄ら同業者による組合ないし連合組合としてもみなすことができる⁸。勸進相撲興行は、年寄による私的な協定集団であった株仲間を、年寄名跡によって相撲興行組合としてまとめることで行われていた。年寄名跡制度は1925年の財団法人大日本相撲協会設立⁹以後、現在の公益財団法人日本相撲協会まで継承されることになった。

2. 日本相撲協会の組織特性と年寄名跡制度

日本相撲協会において、年寄とは日本相撲協会寄付行為第34条に規定された資格¹⁰のことを指している。ここでは年寄名跡制度が、日本相撲協会の組織形態においてどのような特性を持つものであるかを論じていく。

先に述べたように、財団法人化以前の相撲興行組

織は、興行に携わる同業者同士の組合であったと考えられる。年寄は、年寄名跡を保有することで、利益分配を目的とした組合持分権を持つ組合員として契約を結び、共同事業を営む組織である角力会所を形成していた。法主体性や団体が希薄であり、かつ構成員からの独立性が弱く、また構成員の変動に厳しい人的組織であるという組合の特性は、本来は法人化には適さないものであった。

1925年の財団法人設立に際して、年寄たちはいかにしてこれまでの組織体制や組合持分権に付随する既得権益の独占を維持していくかという問題に直面したものと推察される。この問題に対して、おそらくはあらかじめ企図された結果ではないが、法人化後も年寄名跡制度を維持したことが年寄たちにとって奏功した。後に詳述するように、財団法人とは一定の目的によって結合した基本財産の集合により設立された法人である。つまり、財団法人には利益を分配する構成員が存在せず、当然にして年寄は日本相撲協会の構成員ではない。一方、年寄名跡とは日本相撲協会の「年寄名跡目録」に記載された年寄の名称で、年寄候補者は日本相撲協会が発行する年寄名跡証券(年寄名跡證書)を保有することで、評議員として日本相撲協会の運営に携われるようになるとともに、彼らには給与や手当のほか、相撲部屋の維持費や力士育成費などの経済的報酬が支払われる。

上記の点において、年寄名跡制度は持分会社¹¹の社員や定款に別段の定めがある場合を除いた社団法人の構成員である社員が地位として有する社員権に類似した性格を持っている。年寄は組合の構成員である組合員であったことから、通常は財団法人よりも、一定の目的によって結集した構成員にもとづいた社団法人のほうが、移行に適していたとも考えられる。しかしながら、財団法人化したことによって、日本相撲協会が組合持分権に代わる指図証券¹²である年寄名跡証券を発行し、それを保有した年寄と協会運営に参画する協会の評議員として雇用契約および相撲部屋の運営などに従事する準委任契約を結ぶという、財団法人化以前の組合の旧態的な組織形態を残した財団と組合の二重構造が形作られることになった(図1)。

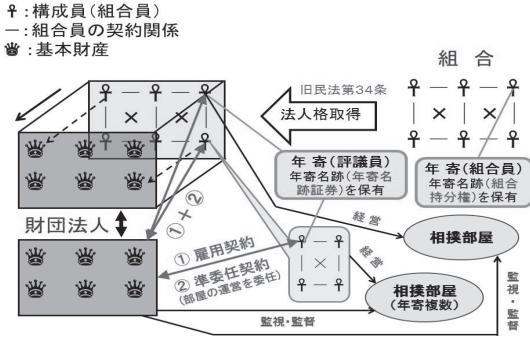


図1. 日本相撲協会の二重構造

財団法人の設立認可以来、年寄名跡証券は日本相撲協会によって発行され、年寄有資格者と年寄候補者とのあいだでの相対有償取引によって受け継がれてきた。所有という概念にもとづけば、株主や社員の場合は株式あるいは社員権を通して組織に物的に帰属していることになる。加えて、持分会社の社員は業務執行者を兼ねていることから、組織に人的にも帰属している。対して、年寄は構成員の存在しない財団法人である日本相撲協会には直接的に物的帰属していないが、年寄名跡の取得によって定年まで協会の評議員として協会運営に参画することができ、また相撲部屋の運営を委任される。この点において、株式会社の取締役や執行役と同様に、年寄は組織に人的帰属している。加えて年寄名跡は相対取引であり、また株式のように有償取引でもある。年寄名跡が社団法人の社員権とほぼ同等のものであることから、年寄は年寄名跡を通じて日本相撲協会に物的準帰属しているとも考えられる。このようにして、日本相撲協会は文部科学省からその公益性を認められた財団法人でありながら、定数と対象者の制限された年寄名跡制度によって、外部からの新規参入者を完全に除外しつつ組織を管理してきた。そして、江戸時代から脈々と続く相撲興行の組合組織という人的帰属性および社団に類似する間接的な物的準帰属性双方の特性を併せ持った組織体制と既得権益を、今日まで実質的に守ってきたのである。

Ⅳ. 年寄名跡制度と無形資産証券化スキーム

1. 資産担保証券とは

ビジネス組織全般を念頭に日本相撲協会における年寄名跡の機能を位置づけようとすると、それはど

のようなものとしてみなすことができるであろうか。この点に関して、本稿では、無形資産である年寄名跡を変則的な形式での資産担保証券 (Asset-Backed Securities: ABS) の一種として考えてみたい。

本来の資産担保証券とは、組織などが保有する資産を組織本体から切り離し、売掛債権やリース債権、商業用物的財産権、無体財産権などの特定資産から生じるキャッシュ・フローやその信用力¹³、あるいはまた処分価値だけを償還財源の裏付けとした有価証券であり、それを投資家に売却して資金化することが目的とされる。一般的な証券化取引の例として、まず組織などが自らの保有する特定資産を、証券化商品の発行のみを目的とした特別目的事業体や法人である特別目的会社¹⁴、あるいは信託銀行などに譲渡する。譲渡された特定資産を管理するこれらの組織は、その特定資産の価値を裏付けに証券を発行する「証券化」の仕組みのもと、資産担保証券を発行する。これによって特定資産をオフバランス化するとともに、発行された証券を投資家に販売し、資金の調達が可能となる。

2. 資産担保証券と年寄名跡

資金調達という資産担保証券本来の目的と異なり、年寄名跡は相撲興行組織内の権益を管理独占するために用いられてきた。財団法人化以前の年寄名跡は組合持分権であり、相撲興行の収益の分配を受ける権利であった。日本相撲協会によって発行されている年寄名跡証券とは、日本相撲協会に参画するための共益権を年寄名跡取得者に交付する要素も含んでおり、有限個数であるそれを保有する年寄と年寄有資格者とのあいだの相対有償取引によってこれまで売却されてきている。

証券購入額などに応じた不均一形態をとる年寄名跡に付与されている日本相撲協会の任意機関である評議員¹⁵資格や相撲部屋を経営する資格、協会運営に携わることに対する給与や手当、力士の育成費などといった定年までの雇用保障や経済的報酬は、日本相撲協会の資産の一部にもとづくものである。このことは、年寄名跡が無形資産ないし無体財産権の一種であることを意味している。また年寄が保有する年寄名跡を相対有償取引で年寄有資格者に売却し、新たに年寄名跡を保有した年寄有資格者に日本相撲協会が年寄名跡証券を交付するという仕組みから、無形資産としての年寄名跡はそれが生み出

すと目される利益を裏付けとした変則的資産担保証券、あるいは変則的信託であると考えられる (図2)。

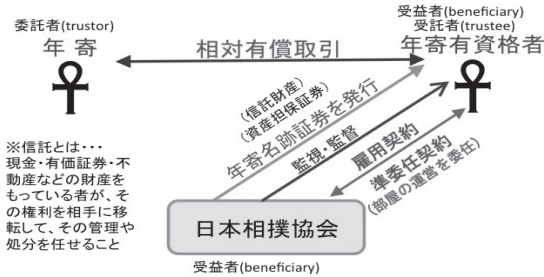


図2. 年寄名跡の取引と信託

1925年の財団法人化による偶発的な結果として、相撲興行の利益分配を目的とする組合持分権あるいは組合株式持分権であった年寄名跡が無形資産証券に転換された。このことによって、日本相撲協会は財団法人という組織制度のもとにおいても、相撲興行の体制と年寄の独占的な権益を維持してきた。このような日本相撲協会の事例から本稿が見出そうとする研究上の意義とは、組織が経済的報酬や業務執行権、議決権などを付与した有価証券を発行し、その保有にもとづいた組織意思決定機関を新たに創設するという、無形資産証券化スキームの可能性である (図3)。



図3. 無形資産証券化スキーム

営利事業の国際展開については、例えば株式会社の株式所有をもとにしたコントロールが所与のこととされている。一方で、非営利組織については組織のコントロール自体が組上に載せられていない。このことから、上記のようなスキームを用いた非営利組織の事例は世界的にもほぼないものと考えられる。またビジネス組織について資産担保証券の概念を導入して考察した先行研究も存在しない。したがって、これより本稿では無形資産証券化スキームおよび特に日本を基盤としたその運用可能性について、仮説的に提起、検証していくこととする。

V. 日本国内における無形資産証券化スキームを用いた非営利組織の可能性

1. 組織の3つの基本形態とそれぞれの特性

組織の基本形態は、社団および財団ならびに組合の3つに限られる。あらかじめ述べておくと、日本相撲協会がそうであったように、無形資産証券化スキームの導入に最も適している形態は財団である。このことを確認するために、以下より各組織形態の特性について概論する。

はじめに、組合とは2名以上の構成員 (組合員) がそれぞれ金銭や財産、役務などを出資し、共同して事業を営む契約、あるいはその契約した複数人が共同して同一目的に向かってなす意思表示の結合によって成立する法律行為である合同行為 (協定行為) にもとづいた共同事業体のことを指す。組合は、構成員同士が互いに補完および支援し合うための組織であり、組合の共同事業は組合組織本体の利潤獲得ではなく、各構成員に直接的に事業の効果を与えることを目的として行われる。原則的に組合自体が権利や義務を有するという認識はなく、法的にも権利や義務は各構成員に根差すものとしてみなされる。また、組合に対する各構成員の権利については、総構成員共有のものとなる。このようなことから、組合とは無限連帯責任の構成員のみから構成された組織的独立性の弱い人的組織であり、その団体性および法的主体性は希薄であると考えられる (図4)。

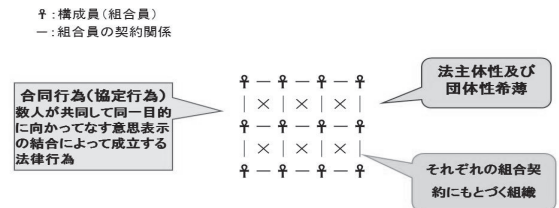


図4. 組合の特性

次に、社団は一定の目的によって結集した複数の構成員 (社員など) によって形成されているという点では、組合と類似した組織である。しかしながら、組合とは異なる点として、社団は構成員の変更に問わず団体そのものが存続し、多数決の原則が行われること、その組織における代表の方法や総会の運営、財産管理など、団体としての要点を備えていることから、団体性が明確な組織である。社団は、そ

の組織本体が対内的にも対外的にも、構成員から別個独立した法主体であると同時に経済的主体性をも有する一方で、権利義務の帰属主体としての地位(権利能力)は十分ではない。社団が法人化されると社団法人になるが、社団法人には組合が法人化されたものも存在する。前者は、株式会社や特例有限会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、宗教法人などがあり、原則として社員などの構成員(社員など)は有限責任である。後者の組合が法人化された社団法人には、持分会社や信用金庫、監査法人、農業協同組合、管理組合法人、労働組合などがあり、その構成員は必ずしも有限責任であるとは限らない。

最後に、財団とは大陸法において発達した形態¹⁶で、何らかの目的のために特定の個人や団体、企業などの法人から拠出された基本財産を、目的に適合するように管理および運用する組織主体である。財団は、設立のための財産を提供した者の意思や目的によって運営される団体であり、拠出元から分離独立した財産を基礎として、その運用益である有価証券の配当や分配金、銀行の利子などを主たる事業原資としている。構成員という人的要素から形成される組合や社団とは異なり、財団はその基本となる財産の集合によって形成された組織である。社団と同様に、財団も法主体性および団体性を有した組織である(図5)。

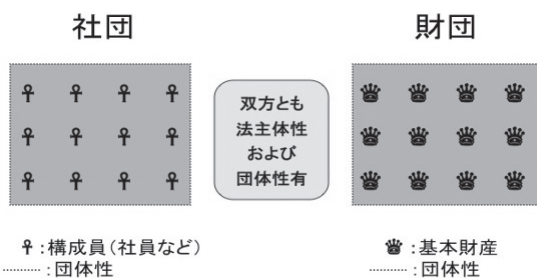


図5. 社団および財団の特性

組織の所有という観点から考えると、構成員が存在する組合および組合法人ならびに社団および社団法人は、例えば株式会社の株主総会などのような強固で絶対的な組織意思決定機関をすべからく有しているものとして想定される。対して、財団にはそもそも配当あるいは分配を受ける対象となる構成員が存在しないため、営利目的の財団、すなわち営利財団組織という存在は実際には認められない¹⁷。構成

員が存在しないという副次的結果として、日本相撲協会の年寄名跡制度がそうであるように、財団および財団法人においては、構成員によらない組織意思決定機関が必要かつ設立可能になる。また、構成員が存在しないということは、社員権や組合持分権のような構成員に固有かつ既存の権利と、無形資産証券化スキームにおいて資産担保証券に付与される組織意思決定に関する権利との衝突を回避することができる。日本相撲協会が財団法人であるということは、年寄名跡制度が年寄の既得権益を守り続けるうえでうまく機能してきた要因として非常に大きかったと考えられる。

従来は組合であった日本相撲協会は、公益性を持たせるべく一般法である旧民法第34条により財団法人化された唯一の民間組織である。財団と組合の二重構造では、財団と組合の組織的特性が相反するものと推察される。しかしながら、日本相撲協会においては「年寄名跡」という資産担保証券を通じた無形資産証券化スキームが財団と組合を強固に結び付け、かつ組織の意思決定において重要な役割を果たしている。こうしたことから、財団あるいは財団法人という組織形態と、無形資産証券化スキームとの親和性の高さが確認されよう。

2. 組織における意思決定機関とそのコントロール

ここでは、無形資産証券化スキームにおける資産担保証券保有者による組織のコントロールについて、構成員との比較から確認していく。前述のように、構成員とは社団あるいは組合の組織においてのみ存在する。社団または組合に該当する組織の構成員は組織の出資者としての立場にあり、株券や社員券あるいは組合持分券といった有価証券などにより直接組織を支配する意思決定機関を構成する(図6)。

	出資形態	自益権	共益権	組織支配度 議決権 執行権
株式会社	均等な割合的単位に細分化	○	○	◎ ×
持分会社	出資額などに応じた不均一形態	○	○	○ ○
組合(組合法人)	出資額などに応じた不均一形態	○	○	○ ○
非営利社団法人	(原則)出資額などに応じた不均一形態	△~×	○	△ ×

図6. 社団および組合組織構成員の出資形態、権利および組織支配度

株式会社の構成員である株主とは、均等な割合的

単位に細分化された株式会社の株を保有し、株主権（株式）を行使する個人や法人など¹⁸の社員のことである。原則として、株主は株主平等の原則（会社法第109条）により、持ち株数に応じた「共益権」および「単独株主権」である「自益権」から構成される包括的権利（株式・社員権）を有する。

営利目的の社団法人である持分会社の社員は、出資額などに応じた不均一形態の社員権（持分）を保有する。社員権は財産権を構成し、かつ経営参加権である「共益権」および「自益権」である剰余金分配（配当）請求権と残余財産分配請求権を伴うのが通常である。

組合あるいは組合法人の構成員として、金銭や役員などを出資して共同の事業を営むことを約する組合員は、出資額などに応じた不均一形態の持分を保有している。株主や持分会社の社員と同様に、権利として経済的利益の直接的な享受を目的とする「自益権」および組合の経営への参画や関与を目的とする「共益権」を有する。

非営利目的の社団法人においても、その構成員である社員は原則として出資額などに応じた不均一形態の社員権を保有している。しかし、公益を目的としているなど一部の非営利社団法人では、剰余金分配請求権や残余財産分配請求権等の「自益権」は、全く認められていない。

組織意思決定に直接的に関与する「共益権」（経営参加権）である議決権とは、組織の最高議決機関である社員総会や株主総会、組合員総会などにおいて行使できる権利である。株式会社は1株あたり1票であるが、組合および協同組合などの組合法人ならびに合名会社や合資会社、合同会社である持分会社および非営利社団法人は、1人1票が原則とされている。そのため、均等な割合の単位に細分化された株式を保有する株主に比して、出資額などに応じた不均一形態の持分権を保有する組合員および持分会社の社員の組織意思決定における直接的関与は多少限定的なものとなる。また非営利社団法人の社員のそれは、出資額などに応じた不均一形態に加えて、営利を目的としないがゆえに、より限定的となる。

構成員の存在しない財団組織の意思決定機関とコントロールに関して、日本相撲協会における財団と組合の二重構造に類似した組織形態を有する例として、共済組合¹⁹が挙げられる。共済組合は組合組織ではあるが、国家公務員共済組合法、地方公務員

等共済組合法および農林漁業団体職員共済組合法などの特別法により法人格を付与された財団である。従来、共済組合は政策的に認可法人²⁰であったが、現在はすべて共済組合化されている。共済組合の多くは、一般法ではなく特別法により設立された公共組合、もしくはその類似形態ないし公益組合で、少なからず国あるいは地方公共団体の関与がある。一般法により設立された純然たる民間組織は日本相撲協会のみであり、年寄名跡という資産担保証券によって、その保有者が構成員と同等以上の権利と組織支配度を有することが可能となっている（図7）。無形資産証券化スキームにもとづいた資産担保証券保有者の組織意思決定におけるコントロールと支配度は、株式会社の社員たる株主のそれと同程度であるが、執行は行わず議決機関のみを有する株主などに比べて、執行機関を併せ持つ資産担保証券保有者はより強い支配力を発揮することができる。

	出資・購入形態	自益権	共益権	組織支配度 議決権 執行権
財 団 組 織	出資額・購入額などに応じた不均一形態	○	○	○～◎○

図7. 資産担保証券保有者の出資形態、権利および組織支配度

3. 無形資産証券化スキームを用いた非営利組織と一般社団法人および一般財団法人に関する法律

日本国内で無形資産証券化スキームを用いた非営利組織を新たに立ち上げることを想定した場合、その運用可能性の要になると考えられるのが、2008年12月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団・財団法人法」とする）である²¹。一般社団法人および一般財団法人とは、上記の法律施行以後に、行う事業の公益性や収益性の有無に関わらず設立の登記により法人格を取得し、法律上の権利と義務の主体であることを認められた非営利法人である。法人設立にあたっては官公庁の許認可が一切不要であり、また要件を具備すれば当然に法人となるという準則主義が取られていることから、これまでよりも容易に法人格を取得できるようになった。これは新たな組織の設立や組織形態の移行において大きな利点となるであろう。

一般社団・財団法人法において準則主義と並んで特徴的なのは、事業目的に関する制限がないという点である。したがって、一般社団法人および一般財

団法人は公共事業や公益事業、収益事業などを問わず、株式会社や持分会社などの営利法人以上により幅広い範囲で様々な事業を行う組織形態として活用することができる。法人税法で定められた特掲34業種の収益事業に該当しないような、営利法人では主たる目的として認められにくい事業、例えば国際協力や医療福祉増進、環境保全、社会教育、学術などに関連する非収益事業を主たる業務として位置づけることが可能となる。多様な業務展開の可能性が見込めるということから、無形資産証券化スキームが新規事業開拓という面でも有効となりえるものと考えられる。

先述した通り、組織の各基本形態と無形資産証券化スキームとの親和性を左右する要因として、構成員の存在の有無があった。ここではこの親和性について、非営利性という要素を付加した考察を試みる。一般財団法人および一般社団法人は、ともに営利を目的としない非営利法人である。営利と非営利を分けるのは、利潤獲得行為を行うか否かということではない。ここでの営利とは、外部的経済活動によって得た最終利益（剰余金）をその構成員（社員など）へ配当あるいは分配することであり、非営利とは組織などが事業を通じて得た最終利益を、その構成員に配当あるいは分配しないということの意味している。

概して、非営利組織とは不特定かつ多数の者の利益増進に寄与し、受益の機会が一般に開かれた公共性や公益性に資する組織、特定の組織などに関してその構成員の利益増進を図るという公益性に資する組織、そして公益でも共益でもなく、ただ事業を通じて得た最終利益の分配を主たる目的としないという非営利性にもとづいた組織の3種類がある。一般社団・財団法人法が施行される以前において第3の非営利組織に該当できたのは、改正前民法の特別法によって認証された社団法人である特定非営利活動法人（NPO法人）のみであったが、2008年12月以降、ここに一般社団法人および一般財団法人が新たに加わるようになった。

一般社団法人および一般財団法人は、一般社団・財団法人法における準則主義および法律上制限のない事業目的の範囲内において、いかなる目的や活動、組織形態にも順応することができる。ここで、無形資産証券化スキームと親和性の高い組織の基本形態が財団であるということに準じれば、同スキームの

運用により適合的なのは一般財団法人のほうであると考えられる。仮に一般的な企業が、日本相撲協会と同様に非営利組織に移行したとしても、最終利益の分配を組織の主たる目的とせず、また定款に「剰余金の分配を行わない」と明記しない限り、黙示的に剰余金の分配は可能であろう²²。非営利組織において法人の構成員や評議員に給与や報酬などを支払うこと、あるいは各種権益を付与した資産担保証券を発行することは問題とはならない。

4. 一般財団法人を用いた財団組織の展開と渉外意思決定の形態

引き続き、一般財団法人を用いた国際事業展開について、海外から日本国内へ進出する場合と、日本国内から国外へ進出する場合の2つの可能性を考えてみたい。例えば外国財団（信託）法人が日本に進出して、支部や事務所、事業所などのブランチを設置する場合、そのブランチは外国商社を除外した財団組織を含めた外国非営利組織は日本国内での法人格が一切認められないとする民法第36条第1項の規定²³により、権利能力なき（法人格なき）財団、つまり任意団体と見做されることになる（図8）。この場合、組織内統治あるいは組織内意思決定の徹底はなされてはいるが、法人ではないために対外的経済活動が制限されることになる。

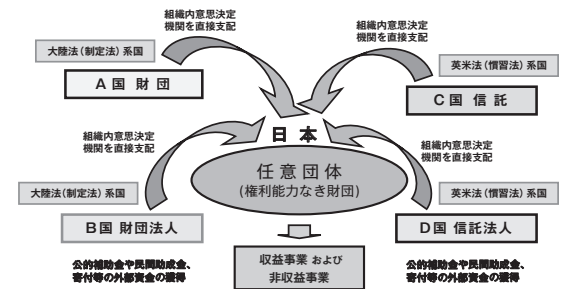


図8. 日本における外国財団（信託）組織のブランチ

外国財団組織が日本に進出する際に新たに一般財団法人の創設を採択し、無形資産証券化スキームを用いることで、資産担保証券が本国財団組織本部と別法人である一般財団法人2つの組織を結び付け、組織外統治あるいは組織外意思決定が可能になる（図9）。

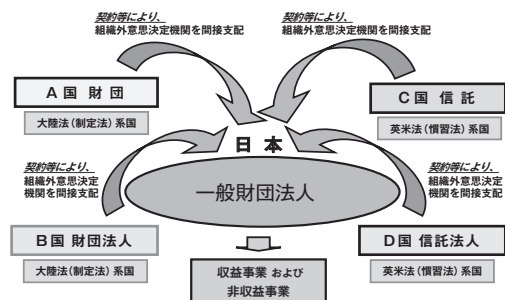


図9. 外国財団（信託）組織の日本における組織外コントロール

反対に、日本の一般財団法人が海外に支部や事務所、事業所などのブランチを設置する場合、欧米諸国のほとんどでその法人格は認許される傾向にある。そのため、組織内統治あるいは組織内意思決定は徹底され、対外的経済活動は支障なく行える。その他の法人格が認許されない国においては、まず現地財団（信託）法人を設立し、次に無形資産証券化スキームによって資産担保証券を発行することで、その保有者に各組織の経営執行権が付与され、国内の財団組織と現地財団（信託）組織を結び付けた組織外統治あるいは組織外意思決定が可能になる（図10）。

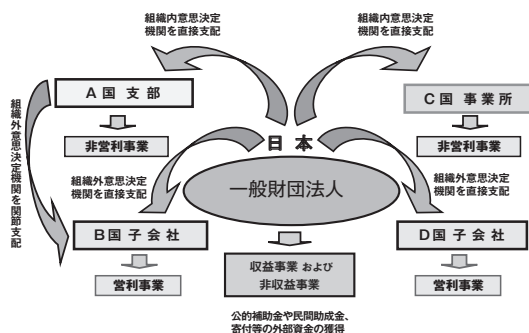


図10. 一般財団法人の渉外意思決定の諸形態

以上のように、一般財団法人を設立することによる無形資産証券化スキームの日本国内における運用は、国をまたいだより弾力的で強固な組織意思決定を可能にする。さらには営利法人以上に多種多様な事業が行える全事業提供型非営利組織を生み出す可能性をも含むものである。

VI. おわりに

本稿が事例として取り上げた日本相撲協会は、一

見して株仲間や角力会所、座という江戸時代からの伝統的な組合を前身とし、1925年の財団法人化以後の今日においてもなおその特性を残存させている旧態的かつ閉鎖的な組織である。同時に、日本相撲協会は財団法人と組合、加えて社団法人というそれぞれが全く相容れることのできない構造を実質的に共存させている希有な組織でもある。日本相撲協会は、相撲興行の利益分配を目的とした組合持分権であった年寄名跡を、経済的報酬や雇用保障などの権益を付与した年寄名跡証券へ、すなわち無形資産を資産担保証券へと転換することによって、財団法人という公益法人としての優位性を享受しながら、なおかつ角力会所の組合員であった年寄による既得権益の独占を維持し続けてきた。

1925年の法人化に際して、年寄たちがどれほどの事柄を顧慮して上記のような転換を行ったのかは定かではないが、本稿では、直接金融による無形資産証券化スキームによって新たに組織意思決定モデルを構築したというその結果に、世界的な先進性を見出した。無形資産証券化スキームは、パートナーシップや有限責任会社（Limited Liability Company: LLC）、あるいは株式会社から欧米型NPOや国際的NPO、NGOなどに至るまで、目的や業種を問わず多様な組織に応用可能な、幅広い業務への参画と統括機能の管理を両立させる国際事業展開のプラットフォームになりうるものと期待される。

今後の課題として、本稿では組織の設立および移行の具体的手順など、スキーム運用のより実践的な側面については議論することができなかった。また適用先として目されるケースの検討もなされていない。例えば、無形資産証券化スキームを有効活用できる対象の1つとして、BOP (Base/Bottom of the Pyramid) ビジネスを考えることができる。BOP ビジネスにおいては、それに関わる多様な主体がいかにして共通の価値を生み出しシェアしていくための関係を築けるかが重要となる (Simanis and Hart, 2008) (Prahalad and Hart, 2002)。日本国内のBOP ビジネスの問題点として、NPOやNGO、現地企業と国内企業との連携の弱さや、連携を活性化させるための仕組み作りの遅れなどが指摘されており (水尾, 2010) (菅原, 2010) (趙, 2012)、多様な経済主体による公共あるいは公益事業参画と明確な統括機能の両立という無形資産証券化スキームの利点には、こうした問題への対処につながる可能性が見込まれ

る。

今日の国際ビジネスを取り巻く環境は、いくつかの大企業が国際商取引の大半を取り仕切っていた時代が終わり、自由貿易協定 (Free Trade Agreement : FTA) や 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement : EPA) などの条約によってビジネス上の障害が取り除かれ、国際進出による利益の獲得や新しい市場の開拓から無数の事業展開可能性が浮上りうる状況へと移行している。そこでは、営利と非営利を問わない多種多様な経営主体を含み込んだ真にグローバルなガバナンスのあり方が求められてくるであろう。

注

- 1 財団法人とは、改正前の旧民法第34条の公益法人制度にもとづいて、組織や個人などから拠出された財産（基本財産）による設立が許可された「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教やその他の公益に関する財団であり、営利を目的としない」法人のことを指す。日本相撲協会は新公益法人制度が施行された2008年12月1日から2013年11月30日までに1) 公益財団法人、2) 一般財団法人、3) 株式会社のいずれかへの移行あるいは解散を選択しなければならず、この5年間の移行期間に限り継続して存在することを暫定的に認められた、特例財団法人の1つであった。なお特例財団法人日本相撲協会は、2014年1月28日、内閣府公益認定等委員会から公益を目的とする法定23事業に限定された公益事業および特掲34事業を、継続的に事業場を設けて営む収益事業を除く非収益事業を非課税で行えるなど、税制上の優遇措置を受ける公益財団法人として認定され、同30日付で公益財団法人日本相撲協会に移行した。
- 2 Vでも述べているように、非営利組織には、1) 公益性あるいは公共性を目的とするもの、2) 共益性を目的とするもの、3) 非営利性を目的とするもの3種類がある（図11）。そのなかで、非営利性を目的とする非営利組織とは、公益性や公共性、共益性のいずれをも目的とせず、かつ営利を主たる目的としていないことを条件としたもので、その汎用性は国際ビジネスにおいても活かすことができると考えられる。



図11. 営利と非営利の分類

- 3 法人税法が課税対象として定める特掲34業種の1つである興行業によって莫大な収益を得ている日本相撲協会が財団法人認定されている根拠として、相撲が神話にまで遡ることのできる歴史のかつ伝統的身体文化であり、日本の国技たる相撲の普及や維持発展などといった、公益性にもとづく非収益事業に該当すると考えられる活動を主たる目的としていることがある。
- 4 本稿における相撲興行の歴史的記述に関しては、生沼(1980, 1981, 1994)と新田(2010)を参照した。
- 5 元来、勸進相撲興行とは寺社の建立や修繕のための喜捨を募る目的で行われるものであったが、この頃から木戸銭を稼ぐ渡世としての位置づけが常态化していった。また勸進相撲興行の目的の変化に伴って、勸進元と呼ばれる興行主体が寺社や興行主から年寄へと移り変わっていった。
- 6 年寄とは江戸相撲における呼称であり、大坂相撲と京都相撲では頭取と呼ばれていた。本稿では年寄名跡との関連から、便宜上年寄で統一する。勸進相撲興行は、各国の力士集団が大坂、京都、江戸の勸進元との契約によって招かれ、興行に参加するという合併相撲の形式をとっていた。
- 7 株仲間とは、幕府や諸藩から独占的な商取引の許可を得て結成した商人や職人の同業者組合のことで、出資の持分割合に応じた権利が保持される「株式」を保有することで、構成員として認められる株式組合あるいは合本組合である。
- 8 組合とは、2名以上の同業者個人が金銭や役務などを出資し、共同して事業を営む組織形態であり、連合組合は、2つ以上の組合が共同して事業を営む形態である。2つ以上の連合組合がその構成員となる形態もまた連合組合である。また江戸時代における座とは、歌舞伎などの伝統芸能従事者たちが家元を中心として組んだ興行全般を統制するカルテルのような集団で、株仲間の上位に相当する連合組織形態として考えることができる。

- 9 明治の中頃に、大坂、京都および江戸という3つの会所は大坂角力協会と東京角力協会の2つに改組されたが、組合としての組織的特性はそのまま保たれていた。1925（大正14）年4月に赤坂東宮御所の台覧相撲において、東京角力協会が摂政宮賜杯を下賜されたことを機に、それにあたる公益性や団体性が協会に求められるようになった。このことから同年12月に東京角力協会は大阪角力協会と統合し、日本相撲協会の直接的な前身である財団法人大日本相撲協会の設立が認可された。
- 10 年寄名跡を襲名し年寄となるためには、現役時に1）幕内として通算20場所以上、2）幕内と十両を合わせて通算30場所以上、3）三役を1場所以上のいずれかの競技成績を上げることが要件として定められている（武藤、2012:66）。また競技成績とは別に、年寄候補者には年寄名跡を取得するための経済資力も求められる。価格は公表されていないが、年寄名跡に関わる訴訟などを扱った新聞記事において億円単位の取引額が報じられている（武藤、2012:67-68）。
- 11 持分会社（Partnership Corporation）には、合名会社、合資会社および合同会社の3形態がある。合名会社は大陸法諸国において認められる無限責任社員のみで構成される組合と類似した性格を有する企業形態、合資会社は無限責任社員と有限責任社員とで構成される企業形態、合同会社は有限責任社員のみで構成される企業形態である。
- 12 指図証券とは、表章された権利を裏書によって譲渡できる証券のことである。証券に記載されている者またはその者から指図・指定された者を、その証券の権利者とする。
- 13 資産担保証券取引では証券発行を担保する原資が帰属主体（Originator）から切り離されているため、元となる組織の信用力ではなく対象資産の信用力に対して投資がなされる。一般的に、キャッシュ・フローが生じるものであれば何でも資産担保証券の担保にすることが可能である。
- 14 特別目的事業体（Special Purpose Vehicle: SPV or Special Purpose Entity: SPE）には、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合、匿名組合、特定目的信託（Specific Purpose Trust or Specified Purpose Trust: SPT）、（契約型）投資信託、外国信託、外国組合などが含まれる。また特別目的会社（Special Purpose Corporation: SPC）には、特定目的会社（Specific Purpose Company or Specified Purpose Company: SPC）や株式会社（特例有限会社を含む）、合同会社、投資法人、（会社型）投資信託、一般社団法人などが含まれる。
- 15 現行の公益財団法人日本相撲協会において、評議員は法定機関である。
- 16 また英米法においては、財団はその機能が相似する信託と対置されている。
- 17 反対に、図11にも示したように、営利組織はその主たる目的として構成員への最終利益の分配あるいは配当を予定しているため、その組織形態は常に組合あるいは社団である。
- 18 株主の資格には個人や法人に加えて、権利能力のない社団や財団も含まれるが、法人格のない組合は含まれない。
- 19 共済組合には国家公務員共済組合や地方職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合のほか、土地改良区、健康保険組合、商工組合、水害予防組合、土地区画整理組合、国民健康保険組合および農業共済組合などがある。共済組合は、組合員である職員が負担する掛金（長期掛金、短期掛金、介護掛金および福祉掛金）ならびに国および地方公共団体等の負担金および掛金を財源とする公共組合、もしくはその類似形態ないしは公益組合である。
- 20 認可法人は、民間などの関係者が発起人となって自主的に設立する法人のうち、専ら特別の個別法にもとづいて数を限定して設立され、また設立に際し主務大臣の認可を受ける必要のある法人である。日本銀行法にもとづいて財務省が所管する日本銀行や、日本赤十字社法にもとづいて厚生労働省が所管する日本赤十字社などが挙げられる。
- 21 一般社団・財団法人法の国際ビジネス上の有用性については、一般社団法人についてフリースタANDING・カンパニーとの関連から論じたOhtowa and Kayama (2013) も併せて参照されたい。
- 22 剰余金の分配を行わないことを定款に定めているなど非営利が徹底されている場合や、社員に共通する利益を図る共益的活動を目的としている場合には、非営利型一般社団法人あるいは非営利型一般財団法人として扱われる。これは学校法人や社会福祉法人、宗教法人などの公益法人や特定非営利活動法人（NPO法人）と同様に、非収益事業に限り法人税が非課税になる非収益事業非課税法人である。
- 23 民法第35条第1項（外国法人）に規定されているように、外国法人は国、国の行政区画および商事会社を除き、その成立を認許されない。ただし、法律または条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

参考文献

- Anthony, R. N and Young, D. W, 2012, *Management Control in Nonprofit Organizations*, 9th Edition, McGraw-Hill.
- 馬場英明, 2003, 「非営利組織のガバナンス—市民主体によるモニタリングの理念と現実—」『地域社会デザイン研究』第1号, 9-19.
- Eisenhardt, K. M, 1989, “Building Theories from Case-study Research”, *Academy of Management Review*, 14 (4), pp.532-550.
- Miller, J. L, 2002, “The Board as a Monitor of Organizational Activity: The Applicability of Agency Theory to Nonprofit Boards”, *Nonprofit Management and Leadership*, 14 (4), pp.429-450.
- 水尾順一, 2010, 「戦略的CSRの価値を内包したBOPビジネスの実践に関する一考察—組織の持続可能性の視点から—」『駿河台経済論集』第20巻第1号, 1-36.
- 武藤泰明, 2012, 『大相撲のマネジメント—その実力と課題—』, 東洋経済新報社.
- 新田一郎, 2010, 『相撲の歴史』, 講談社.
- Ohtowa, T and Kayama, J. A, 2013, “The 3/11 Disaster from the Perspective of International Business: The Free-Standing Association and the Possibility of Mutual Support”, in *HCU 3/11 Forum (2013) Japan’s 3/11 Disaster as Seen from Hiroshima: A Multidisciplinary Approach*, pp.115-146.
- 生沼芳弘, 1980, 「大相撲における部屋制度の歴史」『東海大学紀要 体育学部』第10巻, 11-16.
- 生沼芳弘, 1981, 「日本社会における相撲の歴史」『東海大学紀要 体育学部』第11巻, 1-8.
- 生沼芳弘, 1994, 『相撲社会の研究』, 不昧堂出版.
- Prahalad, C. K and Hart, S. L, 2002, “The Fortune at the Bottom of the Pyramid”, *Strategy + Business* 26.
- 佐藤秀典, 2009, 「ケース・スタディの魅力はどこに? —経営学論講 Eisenhardt (1989)—」『赤門マネジメント・レビュー』第8巻第11号, 675-686.
- Simanis, E and Hart, S, 2008, “The Base of the Pyramid Protocol: Toward Next Generation BOP Strategy Second Edition”, <http://www.bopinc.org/images/stories/Publications/bopprotocol2ndedition2008%201.pdf>.
- 菅原秀幸, 2010, 「BOPビジネスの源流と日本企業の可能性」『国際ビジネス研究』第2巻第1号, 45-67.
- 趙雪蓮, 2012, 「BOPビジネスに関する一考察」『大阪産業大学経営論集』第13巻第2・3合併号, 267-295.